

1. 非営利法人の取扱いについて

以下のような点を踏まえれば、「非営利法人」を原則非課税とすることは
 適当ではないのではないか。

- わが国における法人税制は、特別の理由がある法人を除き、原則として
 その稼得した「利益」に対して法人税を課している。「利益」とは、法人
 の存続期間における総収入（益金）から総支出（損金）を差し引いたもの
 であるが、法人がゴーイングコンサーンで活動していることを前提に、
 「利益」は各事業年度ごとに捉え、これに法人税を課することとしている。
- 新制度における非営利法人は、準則主義で設立され、事業活動の内容、
 残余財産の帰属等について法制度上の規制がなく、組織運営等についても
 現在の間接法人並みの規律とされている。したがって、新制度における
 非営利法人は、事業内容においてもガバナンスの程度においても、様々な
 法人が混在することが想定され、営利法人が行う商行為と実態としては変
 わらない活動を行うことができる。
- 我が国の現行法制は、非営利を目的とする法人の中で、公益目的かつ
 残余財産の帰属に制限がある公益法人・NPO法人は原則非課税として
 いるが、公益目的がなく、残余財産の帰属に制限のない中間法人は課税と
 している。

2. 税制上の優遇を与える法人について

○ 公益的・公共的な事業により、課税・非課税を区分することについては、以下のような問題があり、営利法人が行う事業と同種・同等の事業の多くが、公益的・公共的な事業という名の下で、課税されないことになってしまっているのではないか。

- ・ 公益性・公共性のある事業とそれ以外の事業を明確に区分する基準を具体的に定めることには限界があるのではないか。
- ・ 公益性・公共性の定義を「対象者がもっぱら不特定かつ多数」とし、寄附金、会費等の支出に占める割合やボランティア性労働の提供量により測ることとしているが、公益性・公共性について、こうした単一の基準だけで割り切ることには無理があるのではないか。
- ・ 「会費」といっても対価性の有無が極めて不明確であり、会費名目で資金を集めるだけで公益性・公共性のある活動と判断されることになりかねないのではないか。

○ 客観的な基準に限界がある中で、公益性・公共性について実質的な価値判断を行うことになれば、行政庁の裁量を広げる結果となりかねないのではないか。